

資料提供		
令和3年3月5日		
	事業継続支援金	家賃支援金
担当課	商工観光労働総務課	商工振興課
担当者	濱田 庄司	尾崎 石橋
電話番号	073-441-2724	073-441-2742

和歌山県事業継続支援金及び和歌山県家賃支援金の 申請期限にかかるとの特例措置を設けます

和歌山県事業継続支援金及び和歌山県家賃支援金について、下記のとおり、申請期限にかかるとの特例措置を設けます。

1. 特例措置の対象者（次のいずれにも該当）

- ① 国の持続化給付金または国の家賃支援給付金の申請を行い、かつ受付されている者
- ② 給付通知書などの給付が行われたことが分かる書面が届いていない者

2. 特例措置の適用を受けるには

「和歌山県事業継続支援金申請期限延長願兼誓約書」または

「和歌山県家賃支援金申請期限延長願兼誓約書」を当該受付係に提出すること。

○提出期限：令和3年3月26日（金）当日消印有効

○提出先：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県事業継続支援金受付係または和歌山県家賃支援金受付係

3. 特例措置の内容

○和歌山県事業継続支援金及び和歌山県家賃支援金

上記の1に該当し、2の書面を提出した者については、申請書及び給付通知書をはじめとする必要書類一式の提出期限を令和3年9月30日（木）まで延長。

【参考：事業概要】

○和歌山県事業継続支援金

R2.1月～12月までで、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した県内に主たる事業所を有する事業者の事業継続に向け、支援金を支給

従業員規模に応じて、原則、20万円～100万円

（原則、国の持続化給付金の給付を受けた事業者が対象）

○和歌山県家賃支援金

R2.5月～12月までで、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少、もしくは連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少した中堅・中小企業や個人事業者等に対し、原則、月額支払賃料の1/6を6か月分支給

（「中小企業等」最大150万円、「個人事業者」最大75万円）

（原則、国の家賃支援給付金の給付を受けた事業者が対象）